東京高等検察庁検事長		一、三〇二、〇〇〇円
その他の検事長		一、一九九、〇〇〇円
検事	一号	一、一七五、〇〇〇円
	二号	一、〇三五、〇〇〇円
	三号	九六五、〇〇〇円
	四号	八一八、〇〇〇円
	五号	七〇六、〇〇〇円
	六号	六三四、〇〇〇円
	七号	五七四、〇〇〇円
	八号	五一六、〇〇〇円
	九号	四二〇、七〇〇円
	十号	三八七、〇〇〇円
	十一号	三六四、一〇〇円
	十二号	三四〇、八〇〇円
	十三号	三一八、七〇〇円
	十四号	三〇三、五〇〇円
	十五号	二八六、〇〇〇円
	十六号	二七五、七〇〇円
	十七号	二五三、二〇〇円
	十八号	二四四、三〇〇円
	十九号	二三七、六〇〇円
	二十号	二三一、四〇〇円
副検事	一号	五七四、〇〇〇円
	二号	五一六、〇〇〇円
	三号	四三八、一〇〇円
	四号	四二〇、七〇〇円
	五号	三八七、〇〇〇円
	六号	三六四、一〇〇円
	七号	三四〇、八〇〇円
	八号	三一八、七〇〇円
	九号	三〇三、五〇〇円
	十号	二八六、〇〇〇円
	十一号	二七五、七〇〇円
	十二号	二五三、二〇〇円
	十三号	二四四、三〇〇円
	十四号	二三七、六〇〇円
	十五号	二三一、四〇〇円
	十六号	二二〇、〇〇〇円
	十七号	二一二、二〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十号）附則第三条の規定に基づいて支給された俸給及び地域手当を含む。）は、新法の規定による俸給その他の給与（同条の規定による俸給及び地域手当を含む。）の内払とみなす。

法務大臣　金田　勝年

内閣総理大臣　安倍　晋三